

# 外郭団体への関わり方についての基本的指針

## 第1 趣旨

人口減少・少子高齢化やデジタル技術の進展など社会経済情勢が大きく変化し、県民ニーズが多様化・複雑化するなか、県及びその行政機能を補完する外郭団体は、これらの変化やニーズに的確に対応し、富山県総合計画で掲げる政策と整合性を図りながら県民サービスの向上及び本県の活性化を図っていく必要がある。そのようななか、外郭団体は、県との適切な役割分担の下、効率的・効果的かつ自立的・安定的な法人経営が求められている。

外郭団体は、本来、自主・自律的な団体として法人自らがその経営改善等に努めるものであるが、出資等を行っている現状を踏まえれば、県はその運営に関し適切な指導・監督、助言等を行う必要があることから、ここにその統一的な指針として、外郭団体への関わり方についての基本的指針（以下「指針」という。）を策定するものである。

## 第2 定義

この指針において、外郭団体とは、県が出資している法人等で、その行政機能を補完する団体のうち以下のものをいう。

- (1) 富山県道路公社並びに県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに株式会社
- (2) 富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年富山県条例第61号）に定める法人

## 第3 他の法令等との関係

外郭団体の指導・監督、助言等（以下「指導等」という。）については、関係法令、国の通知等に特別の定めがあるものを除くほか、この指針に定めるところにより実施するものとする。

## 第4 外郭団体の指導等における基本的考え方

県は、外郭団体に投資等を行っていることを十分認識しつつ、次の基本的考え方に基づき、その指導等にあたるものとする。

- (1) 独立した法人として自主性・自律性が尊重されるものであること。
- (2) 県の行政機能を補完する公共性・公益性を備えていること。
- (3) 効率的・効果的なサービス提供及び自立的な経営がなされていること。
- (4) 経営状況等の積極的開示など情報公開と透明性が確保され、県民への説明責任が果たされていること。

## 第5 外郭団体所管部局長の基本的な責務

- 1 外郭団体を所管する部局長等（富山県部局設置条例（昭和35年富山県条例第35号）に規定する局及び部の長、出納局長、企業局長、教育長並びに警察本部長をいう。）（以下「所管部局長」という。）は、外郭団体の運営について、常にその状況を把握するとともに、県の行財政運営に影響を及ぼすことのないよう、適切な指導等を行うものとする。
- 2 所管部局長は、外郭団体の指導等に当たっては、第4に規定する基本的な考え方に基づき、外郭

団体の有する機動性、弾力性、柔軟性を損なわないよう努めるとともに、県以外の出資者等の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

- 3 所管部局長は、外郭団体の指導等に当たり、当該団体の協力を得て、毎年度、別に定める様式により当該団体の経営状況等（第11に定める団体の目標設定・経過検証状況も含む。以下同じ。）の点検・評価を行い、経営状況等及びその評価結果を経営管理部長に報告するものとする。
- 4 所管部局長は、第3項による経営状況等の評価結果に基づき、各外郭団体に対し、適切な指導等を行うものとする。
- 5 所管部局長は、外郭団体において事務上の重大な不備、事件・事故、不祥事など緊急の事案が発生した際は、直ちに必要な対応を行うとともに、経営管理部長に報告するものとする。また、事案の発生後1ヶ月以内を目途に再発防止等に必要な措置について経営管理部長に報告するものとする。
- 6 所管部局長は、前項による再発防止等に必要な措置が確実に実行されるよう、適切な指導等を行うものとする。

## 第6 経営管理部長の責務

- 1 経営管理部長は、外郭団体に対する指導等が本指針に基づき統一かつ円滑に行われるよう、必要に応じ、指導等に係る事項について所管部局長からの協議を受けるものとする。
- 2 経営管理部長は、所管部局長から報告された外郭団体の経営状況等及びその評価結果について確認を行い、必要に応じ、所管部局長に改善を要請するものとする。
- 3 経営管理部長は、前項により確認した経営状況等及びその評価結果を県のホームページ等で公開するものとする。
- 4 経営管理部長は、外郭団体における事務上の重大な不備、事件・事故、不祥事など緊急の事案について、所管部局長から報告を受けた概要及び再発防止等に必要な措置の実施状況を確認の上、必要に応じて助言等を行うものとする。

## 第7 外郭団体のあり方（統廃合等）の検討

所管部局長は、各外郭団体の業績や経営状況等の実態に加え、設立当時からの外部環境の変化や実施事業の進捗、目的達成状況等を勘案し、当該団体の統合・廃止等を含めたあり方（統廃合等）について常に検討を行い、次の基準に該当する団体について、積極的に統廃合等の指導等を行うものとする。なお、所管部局をまたがる団体の統合や合併等に係るものは、関係部局長間で調整を行うものとし、必要に応じ、経営管理部長が助言等を行うものとする。

- 1 団体の廃止や縮小を検討すべきもの
  - (1) 団体の設立目的がすでに達成されているか、存在意義が小さくなっている団体
  - (2) 多額の累積欠損や資金収支不足を有し、将来的にも経営の健全化を図ることが困難な団体
  - (3) 市町村や民間等と事業が競合しているか、民営化により事業の効率性が一層図れると認められる団体
- 2 団体の統合や合併等を検討すべきもの
  - (1) 団体の設立目的や事業内容が類似している団体
  - (2) 規模が小さく、財政基盤も脆弱で事業運営が不安定な団体
  - (3) 事務事業の効率化・弾力化の観点から、組織体制の簡素化・合理化、事業統合が必要な団体

## 第8 外郭団体の指導等

所管部局長は、次の基準に基づき、外郭団体の適正な運営について適時適切に指導等を行うものとする。

### 1 事業運営

- (1) 毎年度点検・評価する経営状況等及びその評価結果を事業計画に反映させるとともに、必要な改善を図ること。
- (2) 各事業年度の事業計画と実績とを対比するとともに、経年的な傾向など事業効果を検証し、経営計画等に反映させること。
- (3) 他の外郭団体等と連携して事業を実施した方がより効果的な場合には、有機的な連携を図ること。
- (4) 外郭団体相互又は民間企業と競合する事業については、廃止、縮小など見直しを行うこと。
- (5) 個々の事業については、社会経済情勢の変化に対応し、県民ニーズに適合したものとなるよう不断の見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。

### 2 事業収入の確保と財政基盤の強化

- (1) 運営費補助を恒常的に受けている外郭団体については、団体としての自立性の確保に向け、収支内容・運営体制の見直しを行うこと。
- (2) 県からの補助金、委託料等に頼らない財源の多様化など財政基盤の強化を図ること。

### 3 資金管理及び運用の効率化・適正化

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）等にあつては、基本財産及び運用財産の適切な管理及び運用を図ること。
- (2) 資金の長期借入れについては、確実な返済計画を策定するとともに、低利資金の確保等金利負担の軽減を図ること。

### 4 財務管理の徹底と経費の節減

- (1) 役職員の財務管理能力を向上させ、公認会計士等の指導を受けるなど、財務管理の徹底を図ること。
- (2) 一般管理費については、物価や人件費等の状況も考慮しながら、毎年度の節減目標を設定するなど可能な限り抑制に努めること。
- (3) 工事原価等については、物価や人件費等の状況も考慮し適切な価格転嫁が確保されることにも留意しつつ、コストの削減に努めること。
- (4) DX・デジタル化を推進し、事務の効率化を図ること。
- (5) 法人種別毎の会計基準に則り、貸倒引当金や退職給付引当金など、適切に引当金を計上し、経営実態を反映した財務諸表を作成すること。

### 5 ガバナンスと内部統制の強化

- (1) 外郭団体の代表者は、責任に見合った勤務形態により対内的にも対外的にも責任を果たしていくことが重要であることから、その職務に専念するため、原則として常勤の役員が就任することが望ましいこと。
- (2) 事業の進捗状況の報告や課題の把握、経営計画の定期的見直し等のため、必要に応じ理事会等を開催するなど、理事会等の機能強化を図ること。
- (3) 外郭団体の役員数については、事業規模の動向、経営状況を勘案し、必要最小限度にとどめ、理事会等の実効性を確保するとともに、機動的な意思決定を行うことができるようにすること。

また、評議員を除き、原則として、特定の団体の特定の役職にある者を自動的に当該外郭団体の役員とする「充て職」による選任は抑制に努めること。

- (4) 外郭団体の役員について、経営等に精通した民間人や公認会計士等の専門職の登用を促進し、監督機能及び監査機能を強化すること。
- (5) 各会議の招集議決等の内部手続や登記申請、官署への書類提出などの手続きについては、法令に則って行い、手続き漏れが生じないように十分留意すること。
- (6) 事務決裁規程等の諸規程の整備及び運用により、経営責任の所在及び意思決定過程の明確化を図ること。
- (7) 財務事務や情報管理事務においては、会計規程、個人情報保護規程等の整備及び運用により適切な職務の分掌と、複数の職員によるチェック体制を確立し、不正行為の防止及び情報漏えいの防止を図ること。
- (8) 外郭団体の事業継続におけるリスクの洗い出しを行い、定期的にモニタリングと評価を行うこと。

#### 6 情報セキュリティ確保対策の強化

富山県庁情報通信網（庁内 LAN）が配備されている外郭団体は、富山県情報セキュリティポリシーを遵守すること。それ以外の外郭団体においても、情報セキュリティに関する脅威が高まっていることを認識し、各団体の実情に応じて、情報セキュリティ基本方針の決定や情報セキュリティ規程の整備と適切な運用により、特に重点的に対策を行うこと。

#### 7 組織運営体制の強化

- (1) 業務運営の効率化のため、簡素で効率的な組織体制の確立に努めること。
- (2) 中長期的な視野に立った職員数の適正化計画を策定するなど、経営状況や事業規模に見合った職員数の計画的かつ適正な管理に努めること。

#### 8 役員報酬、給与の適正化等

- (1) 役員報酬は、経営状況等の実態を踏まえ、類似団体の状況等も参考に適正な額とすること。
- (2) 職員給与は、外郭団体の業績、経営状況等の実態を踏まえ、安易に県職員の給与に準拠することなく、経営計画に則った適正な給与体系とすること。

#### 9 職員の確保と人材育成

- (1) 職員の採用に当たっては、公募による優秀な人材の確保や採用事務の効率化に努めること。
- (2) 職員のリスクリングを奨励し、職員研修や職員研鑽の取組みを促進するなど、職員の資質向上と活性化を図ること。

### 第9 外郭団体に対する県の「人的関与」の見直し

所管部局長は、次の基準に基づき、外郭団体に対する県の人的関与の見直しを常に行うとともに、人的関与が適正なものとなるよう指導等を行うものとする。

#### 1 県職員の役員就任

県職員は、当該外郭団体の業務が県行政と密接不可分であり、施策を推進するうえで県の一定の関与が真に必要と認められる場合のみ、役員に就任するものとする。また、役員に就任した県職員は、役員としての自覚と責任を十分認識したうえで、その職務に当たるものとする。

#### 2 県からの職員派遣

- (1) 県からの職員の派遣に当たっては、派遣の必要性や派遣人員などの見直しを常に行い、必要最小

限の人員となるように努めるとともに、団体の自主性・独立性の観点から、派遣解消期限を設定するなど、その縮小に努めるものとする。

(2) 職員派遣に当たっては、当該派遣職員の業務及び責任分担を事前に明確にするものとする。

## 第10 外郭団体に対する県の「財政的関与」の見直し

所管部局長は、次の基準に基づき、外郭団体に対する県の財政的関与の見直しを常に行うとともに、外郭団体の事業収入の確保等について指導等を行うものとする。

### 1 県の財政的支援

(1) 外郭団体の形態に応じ、その設立目的、公共性の度合い及び事業の収益性等を十分検討のうえ、補助対象事業等を限定し、より効率的な事業運営となるよう指導等を行うものとする。

### (2) 補助金等

- ① 補助金については、県の事業との重複を避け、社会情勢に即した必要性や事業の実施効果等とともに、外郭団体自らの具体的な歳出削減策を踏まえ、可能なものから補助対象の範囲、補助率等を見直すものとする。
- ② 貸付金、負担金等についても、補助金と同様に見直すものとする。
- ③ 委託料については、委託事業の必要性(外郭団体の持つ専門的な知識、技術等を活用したものになっているか、必要な効果が上がっているかなど)を再検討し、委託内容や委託料の積算方式等について見直しを行うものとする。
- ④ 設立後一定期間経過したにもかかわらず県の財政的支援が必要な場合は、改めて経営計画等を見直し、健全経営に向けた検討を行うとともに、外郭団体の自助努力を更に喚起するものとする。
- ⑤ 県からの恒常的な補助金、委託料等が毎年度増加している外郭団体にあつては、増加原因の検討を行い、今後も増加が見込まれる場合は、補助金、委託料等の増額によらない抜本的な経営計画等の策定を促すなど指導等を強化するものとする。

## 第11 県の政策と整合性のある目標設定と検証について

県の行政機能を補完する外郭団体の公共的・公益的役割に鑑み、別に定める様式により、県の政策目標や成果指標等との整合性を整理し、外郭団体における中長期的な目標を設定するとともに、毎年度、その成果を検証するものとする。

## 第12 外郭団体の経営情報等の透明性の確保

外郭団体の経営状況、県の人的・財政的関与、当該団体の目標設定・成果検証状況等については、別に定める方法により、毎年度、県のホームページで公表する。

## 第13 新たな外郭団体の設立等

法令(条例を除く)に基づき設置が必要とされる法人等のほか、県が出資等を行って新たな外郭団体を設置(既存の法人等に行う出資等を含む。)することは、原則として、認めない。ただし、県の行政機能を補完するため他の方法によることができない場合であつて、将来的に安定した経営状況(原則として、基本財産等の運用益や事業収益等による独立採算が可能である状態のことをいう。)が保障され、総合的な収支計画が明確になっているときは、この限りではない。

#### 第14 その他の事項

- (1) この方針に定めるもののほか、外郭団体の指導等に当たっては、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（平成26年8月5日付け総財公第102号 総務省自治財政局長通知）等の趣旨を遵守するものとする。
- (2) この指針の運用に関する庶務は、経営管理部人事企画室において行う。

#### 附 則

この指針は、令和8年度に開始する事業年度から適用し、指針に基づく法人情報等の公表は令和9年度から実施するものとする。